

9. 優良建築物等整備事業

事業概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。

補助対象

型	タイプ	概要	新築 or改修
優良再開発型	共同化タイプ	住宅等の地権者が敷地の共同化を行い建築物を整備する事業(任意の再開発)	新築
	市街地環境形成タイプ	地区計画・建築協定の区域内で協調的な建築物を整備する事業等	新築
	マンション建替タイプ	区分所有者による老朽化したマンションの建替を行う事業	新築
市街地住宅供給型	中心市街地共同住宅供給タイプ	中心市街地における優良な共同住宅の供給を行う事業	新築
既存ストック再生型	—	既存建築物ストックのバリアフリー性能、省エネ性能等の向上、津波避難ビルへの改修を行う事業	改修
都市再構築型	人口密度維持タイプ	まちの拠点となるエリアに医療・商業等の施設を整備する事業	新築・改修
	高齢社会対応タイプ	駅等に近接した高齢者が交流する施設を整備する事業	新築・改修

事業イメージ

優良再開発型 (既存市街地のリノベーションを促進)



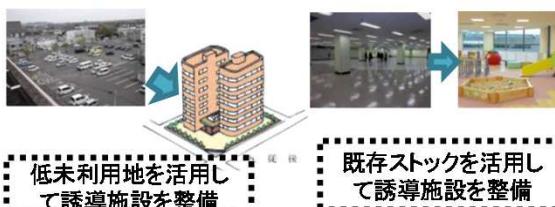
市街地住宅供給型 (住宅の供給を促進)



既存ストック再生型 (既存ストックを、現在の居住ニーズ等にあったストックに改修)



都市再構築型 (都市機能の誘導)



補助要件

■事業要件

- 地区面積が概ね1,000m²以上
 - ※1 市街地総合再生計画等に係るものは概ね500m²以上
 - 一定の要件を満たす場合、複数地区的面積合計が概ね1,000m²以上
 - 既存ストック再生型及び都市再構築型の場合は概ね300m²以上 等
- 一定以上の空地確保、一定の接道要件の確保 等

■補助対象費用

- 調査設計計画
- 土地整備(除去費等)
- 共同施設整備(共用通行部分、空地等の整備)

※2 都市再構築型の場合、上記に加え、一定の用地取得費及び誘導施設にかかる専有部整備費も補助対象となる。

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、都市開発区域、地方拠点都市地域、中心市街地活性化基本計画区域、都市機能誘導区域内の中心拠点区域又は生活拠点区域 等

補助率

(通常時)

国:1/3、地方:1/3、民間事業者等:1/3 等

(東日本大震災被災地補助率)

国:2/5、地方:2/5、民間事業者等:1/5